証券コード　6846
平成27年６月10日

株 主 各 位

名古屋市瑞穂区内浜町24番１号
株式会社 中央製作所
代表取締役社長　後　藤　邦　之

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　　名古屋市瑞穂区内浜町24番１号　当社本社
3. 目 的 事 項

報 告 事 項

(1) 第108期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

(2) 第108期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（http://www.chuo-seisakusho.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事 業 報 告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の下落、円安の進行や各種政策により企業業績に改善がみられ、株式市況も大幅に続伸いたしました。また、消費税の増税等により減退していました個人消費も、年度後半より力強さには欠けるものの緩やかに回復してまいりました。

こうした中で、当社グループは海外における需要に対処できる体制の充実を図るとともに、輸出の持ち直しに伴う国内需要に対して、新製品、新技術の開発による新規顧客の獲得や、競争力強化のためのコスト低減等に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は5,323百万円（前年同期比11.3%増）、売上高は5,396百万円（前年同期比21.8%増）となりました。

以下主なセグメントの業績についてご説明申しあげます。

（電源機器）

当連結会計年度の電源機器は、小型インバータ電源の拡販に注力するとともに、汎用電源の納期短縮に取り組んでまいりました。また、力率改善など従来よりも品質要求の高まる専用電源につきましては、顧客ニーズを的確に具現化することにより、受注確保に努めてまいりました。その結果、受注高は1,412百万円（前年同期比2.6%増）、売上高は1,396百万円（前年同期比7.8%増）となりました。

今後につきましては、省エネ化・省スペース化を実現すべく技術開発を進め、多様化する顧客ニーズに対し、当社グループで蓄積された実績のある様々な技術にてお応えし、スピーディーに高い信頼性をお届けしてまいります。

（表面処理装置）

当連結会計年度の表面処理装置は、自動車関連業界を中心に近年手控えられていた更新需要の掘り起こしに努めてまいりました。また、海外におきましても、顧客ニーズの情報収集に努め受注確保に注力してまいりました。その結果、受注高は1,905百万円（前年同期比12.8%増）と増加いたしました。売上高は、リードタイムの長い大型装置の納期が、第4四半期に集中しましたが、生産プロセス遵守に努めた結果1,904百万円（前年同期比15.7%増）となりました。

今後につきましては、国内外を問わず、新規・更新需要の掘り起こしに引き続き注力することはもとより、設計の効率化を進めるなど一層の生産性向上に努めつつ、“安心・安全・環境にやさしい装置”を更に進化させ、受注・売上の確保に注力してまいります。

（電気溶接機）

当連結会計年度の電気溶接機は、自動車関連業界を中心に、生産設備の新規・更新需要に対して、積極的に営業活動を展開してまいりました。また、建設資材業界など内需型産業における需要の掘り起こしにも注力してまいりました。海外におきましては、海外代理店との連携を密にして、新型溶接機用制御装置「CE2-6-7」の積極的な拡販に努めてまいりました。その結果、受注高は961百万円（前年同期比21.7%増）、売上高は984百万円（前年同期比25.5%増）といずれも増加いたしました。

今後につきましては、国内外を問わず顧客のニーズにきめ細やかに対応することはもとより、一層のグローバル化の進む市場に対応した製品開発及び市場投入を行い、受注・売上の確保に努めてまいります。

（環境機器）

当連結会計年度の環境機器につきましては、表面処理装置に関わるリサイクル関連機器及び各種液管理装置の国内外の需要に応える取り組みを進めてまいりました。その結果、受注高は359百万円（前年同期比5.6%増）、売上高は排水処理装置や各種液管理装置の売上が寄与し375百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

今後につきましては、新型光沢剤自動添加装置「AUTO-FEEDER」、新型超音波洗浄機「METACLEAN」の市場投入を図り、更新需要を掘り起こし、受注・売上の拡大に努めてまいります。また、一層のグローバル化の進む市場に対し、海外子会社を活用し、求められる機能、性能、法規制等の情報収集を進め、中国市場の新規開拓を図ってまいります。

続いて利益面では、受注・売上の増大を実現するために、国内外の市場に対して、積極的に営業活動を展開するとともに、製品コストの低減や諸経費の節減等を推し進め、利益確保に努めました。その結果、当連結会計年度の営業利益は307百万円、経常利益は321百万円、当期純利益は278百万円の計上となり、いずれも予想を上回ることができました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、研究開発機能の充実・強化や品質向上などを目的とした機器類への投資、業務の効率化を図るための投資等を行い、その総額は49百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要な事項はございません。

(4) 対処すべき課題

次期につきましては、中国をはじめとする新興国経済の減速など、景気を下押しするリスクはあるものの、政策の後ろ盾もあり、今しばらくは円安傾向の定着が予測されるほか、景気が堅調に推移している米国経済が下支えとなるなど、輸出については緩やかな回復傾向が続くものと予想されます。また、国内市場についても、個人消費や輸出の回復が続くことにより長期に亘り手控えられていました設備投資も緩やかに持ち直すことが期待されております。

当社グループといたしましては、生産設備メーカーとして実績のある技術と、弛まぬ技術開発で生み出された先進的な技術を、永年に亘り培って来た経験を基に全社のベクトルを一致させてベストミックスの実現をスピード感を持って対応してまいります。

このような見通しのもと、当社グループは“挑戦！　新たな一歩を踏みだそう”を次期の経営方針と位置付け、新しい市場ニーズに対応した新たな生産システムを実現するための装置、設備の提案を積極的に行うとともに、諸外国における環境保全、品質向上、生産性向上に寄与し、顧客に十分満足していただける製品をお届けしてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き絶大なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第105期 (平成23年度)	第106期 (平成24年度)	第107期 (平成25年度)	第108期(当連結会計年度) (平成26年度)
売　上　高	－	3,967百万円	4,431百万円	5,396百万円
経常利益又は経常損失	－	△　22百万円	48百万円	321百万円
当期純利益又は当期純損失	－	△　28百万円	38百万円	278百万円
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失	－	△　3円64銭	4円90銭	35円82銭
総　資　産	－	4,356百万円	4,760百万円	5,270百万円
純　資　産	－	1,572百万円	1,594百万円	1,978百万円
１株当たり純資産額	－	202円42銭	205円30銭	254円85銭

（注） 第106期より連結計算書類を作成しているため、第105期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第105期 (平成23年度)	第106期 (平成24年度)	第107期 (平成25年度)	第108期(当事業年度) (平成26年度)
売　上　高	5,063百万円	3,967百万円	4,274百万円	5,388百万円
経常利益又は経常損失	232百万円	△　22百万円	38百万円	326百万円
当期純利益又は当期純損失	220百万円	△　28百万円	27百万円	283百万円
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失	28円42銭	△　3円69銭	3円57銭	36円48銭
総　資　産	4,654百万円	4,299百万円	4,605百万円	5,139百万円
純　資　産	1,560百万円	1,514百万円	1,581百万円	1,906百万円
１株当たり純資産額	200円83銭	195円06銭	203円69銭	245円63銭

(6) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会　社　名	資本金	出資比率	事　業　内　容
秋欧機械設備(上海)有限公司	350千米ドル	100%	当社製品の販売・保守及び資材調達業務

(7) 主要な事業内容

事業部門	事　業　内　容
電　源　機　器	表面処理用の直流電源機器をはじめ、各種電源機器等の製造販売
表面処理装置	めっき装置をはじめ、電着・アルマイト処理等全自動表面処理装置の製造販売
電気溶接機	汎用型の電気抵抗溶接機をはじめ、コンデンサ・直流型スポット溶接機等及び制御装置等の製造販売
環　境　機　器	大気濃縮回収装置やエッチング液再生装置・イオン交換装置・３価クロメート液管理装置等の製造販売
そ　の　他	鉄道車輌用試験装置・電解バリ取り機・計測器等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場

名　称		所　在　地
当　社	本社・工場	名古屋市瑞穂区
	東京支店	東京都品川区
	大阪支店	大阪市東成区
	仙台営業所	仙台市若林区
	広島営業所	広島県福山市
	福岡営業所	福岡市博多区
秋欧機械設備（上海）有限公司	本　社	中国（上海市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
208名	-名

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
205名	-名	44.6才	20.8年

（注） 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	400,000千円
株式会社名古屋銀行	240,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,843,000株(自己株式81,133株を含む)

(3) 株主数 942名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数(株)	持株比率(%)
後　藤　安　邦	617,260	7.95
株式会社　日　工	614,000	7.91
株式会社　ヤマサンコーポレーション	468,000	6.03
株式会社　三菱東京UFJ銀行	324,231	4.18
公益財団法人　後藤報恩会	297,275	3.83
株式会社　ミヨシ	249,522	3.21
明治安田生命保険　相互会社	219,000	2.82
三井住友信託銀行　株式会社	212,000	2.73
朝日火災海上保険　株式会社	187,725	2.42
後　藤　米　子	178,365	2.30

（注）　持株比率は自己株式（81,133株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
後藤安邦	取締役会長	
後藤邦之	代表取締役社長	
山本信三	取締役	営業本部長
柘植良男	取締役	第二製品開発部長　兼　研究開発部長
大矢誠一	取締役	製造部長
柳澤幸輝	取締役	後藤商事株式会社　代表取締役 株式会社ヤマサンコーポレーション　代表取締役
加藤茂	取締役	
髙山穣	常勤監査役	
入谷正章	監査役	入谷法律事務所　所長 住友理工株式会社　社外取締役 アイホン株式会社　社外取締役 愛知県公安委員
伊藤雄太	監査役	伊藤雄太税理士事務所　所長

（注）1. 取締役篠田政明氏は、平成26年６月26日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役加藤茂氏は、平成26年６月26日開催の第107回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役柳澤幸輝、加藤茂の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役入谷正章、伊藤雄太の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役加藤茂氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役入谷正章氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 監査役入谷正章氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役伊藤雄太氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支払人員	報　酬　額
取締役 （うち社外取締役）	８名 （２名）	34,129千円 (4,800千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	14,400千円 (7,200千円)

（注）1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成２年６月28日開催の第83回定時株主総会において月額8,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第87回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額14,479千円（取締役12,079千円　監査役2,400千円）が含まれております。
5. 上記には、平成26年６月26日開催の第107回定時株主総会締結の時をもって退任いたしました、取締役１名に係る報酬が含まれております。
6. 上記報酬等の額のほかに、当連結会計年度に退任いたしました取締役１名に対し、役員退職慰労金28,479千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼 職 状 況
社外取締役	柳 澤 幸 輝	後藤商事株式会社　代表取締役 株式会社ヤマサンコーポレーション　代表取締役
社外取締役	加 藤 茂	
社外監査役	入 谷 正 章	入谷法律事務所　所長 住友理工株式会社　社外取締役 アイホン株式会社　社外取締役 愛知県公安委員
社外監査役	伊 藤 雄 太	伊藤雄太税理士事務所　所長

(注) 1. 柳澤幸輝氏は、当社代表取締役後藤邦之氏の三親等以内の親族であります。
2. 後藤商事株式会社は、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
3. 伊藤雄太税理士事務所は、当社と税務顧問契約を締結しております。
4. 株式会社ヤマサンコーポレーション、住友理工株式会社、アイホン株式会社及び入谷法律事務所は、当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度に係る取締役会等での主な活動状況

地　位	氏　名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	柳 澤 幸 輝	当事業年度開催の取締役会１３回のうち１３回に出席し、客観的な立場から業績やその他の状況を把握し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	加 藤 茂	社外取締役就任後開催の取締役会１０回のうち９回に出席し、客観的な立場から業績やその他の状況を把握し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	入 谷 正 章	当事業年度開催の取締役会１３回のうち１３回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会１４回のうち１４回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	伊 藤 雄 太	当事業年度開催の取締役会１３回のうち１２回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会１４回のうち１３回に出席し、主に税理士としての専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任　あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の定めに基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告することといたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役・従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、「コンプライアンス規程」を定め、当社及び子会社のコンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置し、運営しております。

②コンプライアンスの推進につきましては、「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当部門（総務部門）及びその他各部門部署の管理者により、連携して遵守事項の指導、助言、教育、周知徹底、監視、監督等の活動を行っております。

③当社は、当社及び子会社においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついた取締役・従業員等は、「コンプライアンス規程」等に基づき、速やかに監査役へ通報することと定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿・計算書類及び事業報告、その他重要な情報）は、関係法令・内規等に則り、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役、監査役及びその他閲覧権限を有する者が、いつでも閲覧できるよう体制を維持することとしております。

②業務遂行上必要な個人情報に関しては、「個人情報取扱規程」に基づき保存及び管理を行っております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、「リスク管理規程」を定め、当社及び子会社のリスク管理全体を統括する組織として、リスク管理統括委員会を設け、有事の際は「経営危機管理規程」に基づき対処することとしております。

②品質管理、環境管理、安全管理、コンプライアンス等に付随するリスクについては、品質管理統括委員会、環境管理統括委員会、安全衛生委員会、コンプライアンス委員会等で統括し、各規程やマニュアル等に基づき管理しております。

③代表取締役社長直属の内部監査担当者を任命し、内部監査の任に当てております。内部監査担当者は、業務の運営が経営方針、法令及び諸規程等に準拠し、妥当かつ効率的に遂行されているか否かを客観的に評価し、業務活動の正常な運営と改善向上を図り、経営効率の増進を期することを目的とし、損失の危機管理を含め、内部監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の審議、決定を行うとともに、さらに迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適時開催することとしております。

②当社の業務運営については、年度毎の経営目標を設定し、各部門においては、この目標達成に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎週開催する部長会議や毎月開催の部課長会議、製品系列毎に開催する製品系列別強化会議、部門会議等において、その進捗状況及び施策の実施状況を担当取締役がレビューする体制を構築しております。

③当社は子会社との間で必要性が生じた都度、協議、情報交換等を行うことでグループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る体制としております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、子会社との相互の発展に向け、子会社に対する管理、指導等の基本的な事項を定めた「子会社管理規程」を制定し、運用しております。

②当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつ、子会社としての業務の適正性を確保するために、子会社に対して当社の経営理念、行動規範の準用を徹底しております。

③当社は、「子会社管理規程」に従い、子会社の経営内容を的確に把握するため、その業績、財務状況その他経営上の重要事項について、定期的・継続的に当社へ報告させております。

④当社と子会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適正に行っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人（従業員等）を置くものとし、その異動及び懲戒については、監査役の意見を尊重したうえで行うこととしております。

②補助使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとしております。

(7) 当社及び子会社の取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社及び子会社の取締役及び従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した者、又はこれらの者から報告を受けた者は、直ちに監査役に報告するものとしております。

②当社は、当社及び子会社の定款、諸規程及び法令に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を制定し、すべての役員及び従業員に周知徹底を図っております。また、当該通報を行った者に対し、解雇その他のいかなる不利益な取扱いをも行わないこととしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、顧問弁護士、内部監査担当者等との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとしております。

なお、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る費用は、会社法第388条に従い、会社が負担するものとしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①当社の行う取引に関する会計処理について、会社法、金融商品取引法及び法人税法等の関連法令に適合した内容の「経理規程」等の規程を整備し、取締役及び従業員等はこれを遵守するものとしております。

②会計監査人による監査、監査役による監査に加え、財務報告の信頼性を確保するため代表取締役社長直轄の「内部統制プロジェクト（Chuo J-SOX Project：以下CSP)」を設置しております。その役割は、財務報告の信頼性の確保に関する法令の制定及び施行に応じ、各部門における業務プロセスにおいて財務報告の信頼性に影響を与えることが予測される要因を、その発生頻度、影響の強弱等により分析及び評価したうえ、主要な要因を抽出し、業務プロセスを適正化し、かかる要因による影響を最少化するための体制及び方法等について検討するものとしております。

③「CSP」の検討に基づき、主要な要因による影響を最少化するための体制及び方法等につき規程を整備し、関係する取締役及び従業員等はこれを遵守するものとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,325,557**	**流動負債**	**2,520,461**
現金及び預金	1,721,391	支払手形及び買掛金	1,186,160
受取手形及び売掛金	1,411,581	短期借入金	840,000
電子記録債権	315,303	未払法人税等	43,191
製品	97,269	未払消費税等	78,546
仕掛品	619,282	未払費用	243,518
原材料	99,425	その他流動負債	129,044
その他流動資産	67,712		
貸倒引当金	△6,410	**固定負債**	**772,260**
		役員退職慰労引当金	208,400
固定資産	**945,247**	退職給付に係る負債	502,174
有形固定資産	**308,136**	繰延税金負債	61,685
建物及び構築物	128,715	**負債合計**	**3,292,722**
機械装置及び運搬具	33,098	(純資産の部)	
工具器具備品	37,530	**株主資本**	**1,770,879**
土地	108,791	**資本金**	**503,000**
		資本剰余金	**225,585**
無形固定資産	**16,321**	**利益剰余金**	**1,054,743**
ソフトウェア	13,331	**自己株式**	**△12,449**
その他固定資産	2,990		
		その他の包括利益累計額	**207,204**
投資その他の資産	**620,789**	**その他有価証券評価差額金**	**195,394**
投資有価証券	463,334	**為替換算調整勘定**	**11,809**
投資保険料	145,143		
その他投資等	13,554		
貸倒引当金	△1,242	**純資産合計**	**1,978,083**
資産合計	**5,270,805**	**負債・純資産合計**	**5,270,805**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,396,870
売上原価		4,121,549
売上総利益		1,275,320
販売費及び一般管理費		967,934
営業利益		307,386
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,180	
為替差益	662	
持分法による投資利益	8,165	
その他	6,646	21,655
営業外費用		
支払利息	7,409	
その他	542	7,951
経常利益		321,089
特別損失		
固定資産処分損	366	366
税金等調整前当期純利益		320,723
法人税、住民税及び事業税	42,576	42,576
少数株主損益調整前当期純利益		278,147
当期純利益		278,147

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	503,000	225,585	776,595	△11,581	1,493,600
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			－		－
当期純利益			278,147		278,147
自己株式の取得				△868	△868
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	278,147	△868	277,278
平成27年３月31日残高	503,000	225,585	1,054,743	△12,449	1,770,879

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日残高	153,047	9,400	△61,696	100,752	1,594,352
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					－
当期純利益					278,147
自己株式の取得					△868
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	42,347	2,408	61,696	106,451	106,451
連結会計年度中の変動額合計	42,347	2,408	61,696	106,451	383,730
平成27年３月31日残高	195,394	11,809	－	207,204	1,978,083

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　１社

連結子会社の名称

秋欧機械設備（上海）有限公司

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数　２社

持分法を適用した関連会社の名称

株式会社オーシーシー、株式会社エミック

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

後藤商事株式会社

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の秋欧機械設備（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産

イ．製品、仕掛品……主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げによる方法）

ロ．原材料……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げによる方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用し、在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	4～11年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末において引当金計上額はありません。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、会計基準変更時差異（925,442千円）は15年による定額法により費用処理しております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	128,240千円
土地	8,316千円
計	136,557千円

②担保に係る債務

短期借入金	540,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,200,270千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 7,843,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

１	配当金の総額	38,809千円
２	１株当たり配当額	５円
３	基準日	平成27年３月31日
４	効力発生日	平成27年６月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,721,391	1,721,391	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,411,581	1,411,581	－
(3) 電子記録債権	315,303	315,303	－
(4) 投資有価証券	372,077	372,077	－
資産計	3,820,354	3,820,354	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,186,160	1,186,160	－
(2) 短期借入金	840,000	840,000	－
負債計	2,026,160	2,026,160	－

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	91,206
非上場株式	50

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額 254円85銭

１株当たり当期純利益 35円82銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,243,006**	**流動負債**	**2,461,014**
現金及び預金	1,689,895	支払手形	946,505
受取手形	669,990	買掛金	226,565
電子記録債権	315,303	短期借入金	840,000
売掛金	745,241	未払金	23,081
製品	63,373	未払法人税等	43,191
仕掛品	619,296	未払消費税等	78,546
原材料	99,425	未払費用	243,344
その他流動資産	46,892	その他流動負債	59,779
貸倒引当金	△6,410		
		固定負債	**772,260**
固定資産	**896,823**	退職給付引当金	502,174
有形固定資産	**307,555**	役員退職慰労引当金	208,400
建物・構築物	128,715	繰延税金負債	61,685
機械及び装置	17,770	**負債合計**	**3,233,275**
車両運搬具	15,327	(純資産の部)	
工具器具備品	36,948	**株主資本**	**1,711,160**
土地	108,791	**資本金**	**503,000**
		資本剰余金	**225,585**
無形固定資産	**16,232**	資本準備金	225,585
ソフトウェア	13,242	**利益剰余金**	**995,024**
電話加入権	2,990	利益準備金	112,229
		その他利益剰余金	882,795
投資その他の資産	**573,036**	特別積立金	450,000
投資有価証券	372,127	繰越利益剰余金	432,795
関係会社株式	43,853	**自己株式**	**△12,449**
投資保険料	145,143	**評価・換算差額等**	**195,394**
その他投資等	13,154	**その他有価証券評価差額金**	**195,394**
貸倒引当金	△1,242	**純資産合計**	**1,906,555**
資産合計	**5,139,830**	**負債・純資産合計**	**5,139,830**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,388,118
売上原価		4,135,714
売上総利益		1,252,404
販売費及び一般管理費		934,556
営業利益		317,848
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,851	
為替差益	3,869	
その他	6,564	16,285
営業外費用		
支払利息	7,409	
その他	542	7,951
経常利益		326,181
特別損失		
固定資産処分損	366	366
税引前当期純利益		325,815
法人税、住民税及び事業税	42,576	42,576
当期純利益		283,238

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日残高	503,000	225,585	225,585	112,229	450,000	149,556	711,785	△11,581	1,428,790
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						－	－		－
当期純利益						283,238	283,238		283,238
自己株式の取得								△868	△868
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	283,238	283,238	△868	282,370
平成27年３月31日残高	503,000	225,585	225,585	112,229	450,000	432,795	995,024	△12,449	1,711,160

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	153,047	153,047	1,581,837
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			－
当期純利益			283,238
自己株式の取得			△868
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	42,347	42,347	42,347
事業年度中の変動額合計	42,347	42,347	324,717
平成27年３月31日残高	195,394	195,394	1,906,555

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．製品、仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

ロ．原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

建物・構築物	７～50年
機械及び装置	４～11年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。なお、当事業年度末において引当金計上額はありません。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、会計基準変更時差異（925,442千円）は15年による定額法により費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物・構築物	128,240千円
土地	8,316千円
計	136,557千円

②担保に係る債務

短期借入金	540,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,199,706千円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	11,925千円
短期金銭債務	3,954千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	91,681千円
仕入高	82,812千円
販売費及び一般管理費	946千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	81,133株

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、役員退職慰労引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、繰延税金資産から控除した評価性引当額は308,441千円であります。

６．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	245円63銭
１株当たり当期純利益	36円48銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社 中央製作所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　嗣　平　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋　藤　英　喜　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中央製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社 中央製作所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　嗣　平　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　英　喜　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中央製作所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門等その他使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社の秋欧機械設備（上海）有限公司については、子会社の監事及び現地会計監査人と、意思疎通及び情報の交換を図るとともに、会計監査人より往査結果について報告を聴取し、業務及び財産の状況が適正であることを確認いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等会計監査人との連携の強化に向け、積極的に取り組んでまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社 中央製作所　監　査　役　会

常勤監査役　髙　山　　穣　㊞

社外監査役　入　谷　正　章　㊞

社外監査役　伊　藤　雄　太　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

株主の皆様への利益還元につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、内部留保にも意を用いつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針といたしております。

これらを総合的に勘案しました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金５円　　総額38,809,335円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（変更案第29条）及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる規定（変更案第37条）を定めるものであります。

また、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第29条）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第37条）を定めるものであります。

なお、（変更案第29条）におきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記規定の新設に伴い、現行定款第29条～第35条を各１条ずつ、第36条以下を各２条ずつ繰り下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第19条～第28条　（省　略）	第19条～第28条　（現行のとおり）
（新　設）	第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第29条～第35条　（省　略）	第30条～第36条　（現行のとおり）
（新　設）	第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計算	第６章　計算
第36条～第39条　（省　略）	第38条～第41条　（現行のとおり）

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（３名）が任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	髙山　穣（たかやま　ゆたか） （昭和27年３月９日生）	昭和50年４月　株式会社東海銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年４月　同行中部法人営業部部長 平成19年９月　セコム株式会社中部本部営業開発部長 平成25年５月　当社入社 当社総務本部顧問 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	9,000株
2	入谷　正章（いりたに　まさあき） （昭和25年１月４日生）	昭和51年４月　弁護士登録 昭和51年４月　入谷法律事務所入所（現任） 昭和53年７月　当社監査役（現任） 平成18年６月　東海ゴム工業株式会社（現住友理工株式会社）社外監査役 平成23年６月　東海ゴム工業株式会社（現住友理工株式会社）社外取締役（現任） 平成24年10月　愛知県公安委員（現任） 平成25年６月　アイホン株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 入谷法律事務所所長 住友理工株式会社社外取締役 アイホン株式会社社外取締役 愛知県公安委員	53,035株
3	伊藤　雄太（いとう　ゆうた） （昭和36年９月５日生）	平成８年８月　税理士登録 平成10年11月　伊藤雄太税理士事務所開設（現任） 平成13年４月　岐阜聖徳学園大学非常勤講師（現任） 平成14年４月　中部大学非常勤講師（現任） 平成15年６月　当社監査役（現任） 平成20年４月　名古屋学院大学大学院客員教授（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤雄太税理士事務所所長	27,035株

（注）１．候補者伊藤雄太氏は、伊藤雄太税理士事務所の所長をしており、同事務所は当社と税務顧問契約を締結しております。

２．その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．当社は「第２号議案　定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、髙山穣、入谷正章、伊藤雄太の３氏が再任された際には、３氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

４．入谷正章、伊藤雄太の両氏は、社外監査役の候補者であります。

5. (1)入谷正章氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士の資格を持ち、当社業務執行の適法性の確保において、高度な法律面からの有益なアドバイスを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(2)伊藤雄太氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士の資格を持ち、当社業務執行の適法性の確保において、税務等広範な知識に基づく有益なアドバイスを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

6. 入谷正章、伊藤雄太の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって入谷正章氏が37年、伊藤雄太氏が12年となります。

7. 入谷正章氏は、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案通り選任された場合引き続き独立役員となる予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市瑞穂区内浜町24番１号

株式会社　中央製作所　本社

電話（052）821－6111（代表）

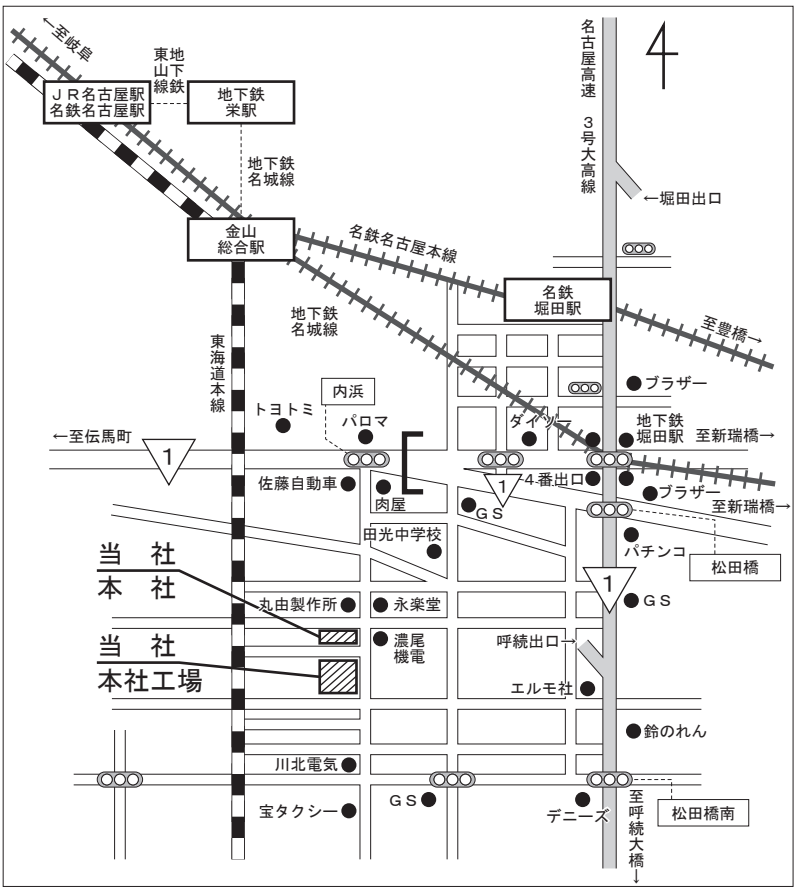

●交　通

＜名　鉄＞

堀田駅（急行停車駅）下車徒歩15分

＜地下鉄＞

堀田駅下車徒歩８分